

令和2年度原子力規制委員会
第65回会議議事録

令和3年3月17日（水）

原子力規制委員会

令和3年3月17日

10:30～12:20

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護関連の事案を受けた今後の同社からの申請案件の取扱いについて
- 議題2：関西電力株式会社美浜発電所3号炉、高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉並びに大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）－大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しへの対応－
- 議題3：審査ガイドの位置付けとその策定手続きについて
- 議題4：九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）－使用済燃料乾式貯蔵施設の設置－
- 議題5：日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）JMTR原子炉施設（材料試験炉）の廃止措置計画の認可について（案）
- 議題6：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所TCA（臨界実験装置）施設の廃止措置計画の認可について（案）
- 議題7：原子力規制委員会組織規則の改正について

○更田委員長

それでは、これより第65回原子力規制委員会を始めます。

本日も、新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴を入れずにネット中継のみで行います。

原子力規制委員会の資料が原子力規制委員会のホームページにまだアップロードできない状態で、現在確認中と聞いています。速やかにアップロードされるようにと思いますが、原子力規制委員会そのものは進行したいと思います。

また、本日国会対応のため、私は12時ちょっと前に退室しますので、原子力規制委員会が続いていた場合には田中知委員長代理に議事の進行をお願いします。

それでは、最初の議題は「東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護関連の事案を受けた今後の同社からの申請案件の取扱いについて」。まず、説明は森下原子力規制企画課長から。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課の森下です。

それでは、資料1に基づいて説明いたします。

まず、「1. 基本的考え方」でございますけれども、東京電力柏崎刈羽原子力発電所において発生した核物質防護の規定違反については、現在、東京電力に対して、検査の指摘事項に係る対応を求めているところでございます。

一方で、東京電力からは、柏崎刈羽原子力発電所以外のものを含めまして、炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に基づく許可又は検査に関する申請がなされているところでありまして、これらの取扱いについて整理しておく必要があるとして、御審議頂くものでございます。

考え方ですけれども、3パラグラフ目、これらの申請案件については、基本的には、その内容が（i）施設の保全、管理のための措置の範囲内、かつ、施設の安全性や核物質防護の維持、向上に資するものであること、及び（ii）原子炉起動の準備には当たらないと考えられることの双方に該当する場合には、所要の審査又は検査の手続を進めることとしてはどうかということでございます。

2. でございますけれども、現在の東京電力の各発電所の状況を整理しております。

①福島第一原子力発電所は、実施計画に基づく廃炉作業中。

②福島第二原子力発電所につきましては、廃止措置計画が申請され、審査中です。

③東京電力東通については、新規制基準の申請が未申請という状況。

それから、④柏崎刈羽原子力発電所ですけれども、いずれも定検停止中でございますが、1～5号機は新規制基準の未申請、6号機と7号機は新規制基準の設置変更許可が済んでおりまして、6号機は工事計画の審査中、7号機は工事計画の認可、それから保安規定の変更認可とも済んでいるということで、使用前事業者検査が実施中という状況でございます。

2 ページ目を御覧いただきまして、「3. 各原子力発電所に係る審査案件の取扱い」といたしまして、まず、(1) は柏崎刈羽原子力発電所以外の施設についてですけれども、マル(○)のところ、審査案件においては「1. 基本的考え方」を踏まえまして、廃止措置を円滑に進めたり、施設の安全性、核物質防護の維持、向上に資するものは手続を進めるということで、具体的には以下のボツ(・)で列挙しております。

福島第二原子力発電所の廃止措置計画の変更申請。

核物質防護規定の変更申請。

福島第一原子力発電所の実施計画の変更申請。

四番目に、これらのほか施設の保全、管理のため安全性を維持、向上させる個別の設置変更許可や工事計画、保安規定の変更に係る申請。ここの中には、※に書いておりますけれども、東京電力における原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更、いわゆる7つの約束が含まれております。

二番目の○、検査につきましては、原子力規制検査等、使用前確認とか、なお従前の使用前検査を含んでおりますけれども、これについては柏崎刈羽原子力発電所以外の発電所については引き続き実施し、その結果に基づく規制上の対応を進めることとしてはどうか。

「(2) 柏崎刈羽原子力発電所について」でございますけれども、1番目の○、審査につきましては、「1. 基本的考え方」を踏まえて、施設の安全性、核物質防護の維持、向上に資するものについては手続を進めることとしてはどうかということで、具体的には、規制当局からの要求事項の変更に伴う核物質防護規定の変更申請。

二番目の・は、特重施設(特定重大事故等対処施設)などバックフィット案件に係る設置変更許可や工事計画、保安規定の変更に係る申請。

3つ目の・は、これらのほか、施設の保全、管理のため安全の維持、向上させる個別の設置変更許可、工事計画、保安規定の変更に係る申請を列挙しております。

最後、検査についてですけれども、これは先ほど申し上げました原子力規制検査等のうち、7号機の燃料装荷のために必要となる原子力規制委員会の試験使用承認に関する手続は、基本的考え方を踏まえて、当分の間、保留としてはどうかということで、下の参考で載せておりますけれども、現在、使用前検査で柏崎刈羽原子力発電所については、例えば柏崎刈羽原子力発電所1号機の焼却設備の改造工事の使用前検査の申請などが出てきております。

最後、補足ですけれども、試験使用承認についてですけれども、原子炉等規制法では、設置者は使用前事業者検査について原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ施設を使用してはならないとされておりますけれども、現場の作業プロセスとしては、その確認の前段階で試験のための使用の承認が原子力規制委員会に出てくるということで、この段階の手続を保留するということでございます。

私からの説明は以上です。

○更田委員長

御意見、御質問はありますか。

山中委員。

○山中委員

今回の違反を受けて、まず、施設の安全性向上あるいは核物質防護の向上につながるような申請については審査を行うという提案の方向で結構かと思います。

また、今回の違反に関係する柏崎刈羽原子力発電所7号機の使用前確認等は、当分の間、保留するという、これも提案どおりで結構かと思います。

○更田委員長

ほかに。

田中委員。

○田中委員

この考え方で結構だと思うのです。もうちょっと教えてほしいのですけれども、最後の試験使用承認の手続の内容を教えてくださいませんか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課の森下です。

柏崎刈羽原子力発電所において、まずは事業者による使用前事業者検査は事業者の責任で行われております。これについては事業者が実施するものですので、規制当局は何かそれを止めるとか、そういうことは法的にはできないものでございますけれども、その事業者検査が進んでいくと、ある段階で、今回の場合であると燃料を装荷して起動するという段階に至るのですけれども、その段階になりますと一度、全体の確認が終わる前に一部そういう原子炉を使用しているかという原子力規制委員会の承認を得なければならないというプロセスが出てきます。このところは行政の処分に関わる場所ですので、このところで保留をするという考えで書いております。

○田中委員

分かりました。

○更田委員長

以前の旧制度でいえば、3号検査とか4号検査という名称がありましたけれども、燃料を装荷して、例えば試験等々をやらないと。そして、今度は起動させて、最後に並列して商業運転に入るまでに検査がずっと続いているわけですけれども、今回の場合も、新制度においてもその途中の段階でのマイルストーンというかチェックポイントは残してある段階ですので、一気に行って最後に確認を受けるという形ではなくて、ある段階で、この場合は試験承認という形を取りますけれども、燃料を装荷しているかとか、あるいは制御棒を動かしているかというところで、タイミングの詳細というのは様々ですけれども、あると。

今回の場合は、試験承認を保留するということは、例えば燃料の装荷の前の段階でとか、段階はあるのだらうと思いますけれども、ただ、燃料装荷よりまだ手前の段階で使用前確

認が残っているものがありますね。それについてはどうするのですか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課の森下です。

使用前確認は、事業者から申請が出されて、事業者の検査が終わったら、日程が決まれば行うということになりますけれども、それはタイミングとしては一番最後の段階というのでしょうか。

○更田委員長

金子審議官がもじもじしているのです。

○金子長官官房審議官

原子力規制庁の金子です。

確認という行為は、今、森下原子力規制企画課長から説明があったように、一番最後までまとめて確認しましたという行政判断がございます。その前の使用前事業者検査を事業者がやっている段階で、現場に立ち会って、その状況が適切に行われているかどうかということを見るであるとか、そういう作業はしておきませんと確認が将来的にできませんので、その作業は継続をしたいと思っております。しかし、先ほどのホールドポイントから先には進まないという形で考えてございます。

○更田委員長

事業者検査の立会いは行くと。事業者検査を行うかどうかは、事業者の裁量だからというところ。ただし、それが燃料装荷の手前までというところ。そういう理解でいいですか。

○金子長官官房審議官

はい、そのとおりでございます。

○更田委員長

ただ、事業者検査をやるかどうかは、東京電力の判断によるのですね。

あとは、東通は具体的に何か動きがあったのか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課の森下です。

東通については、現在、保安規定の変更申請が出されておりました、中身は7つの約束の反映と。

○更田委員長

展開版ですね。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

はい、それがございます。

○更田委員長

それくらいですか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

はい、それだけと承知しています。

○更田委員長

あとは、福島第一原子力発電所は日々廃炉作業が続いているので、実施計画の変更申請、認可の作業は止めるわけにはいかない。安全性の観点からも。核物質防護についても、各発電所に対して展開があって、申請があればそれは対処せざるを得ないだろうと。

それから、福島第二原子力発電所も同じことですね。これは廃止措置計画に入っていますので、廃止措置計画に応じた規制は行っていく。

ポイントは柏崎刈羽原子力発電所なのでしょうけれども、柏崎刈羽原子力発電所は今後の検査を通じて核物質防護規定の変更申請が東京電力の判断であれば対応するでしょうし、この検査がずっと続く過程では、当方から核物質防護規定の変更申請を命じるのか、サジェストするのか、何らかの動きというのはあると思いますけれども、これは将来の話だろうと思います。

この申請案件の今後の取扱いについて、事務局から提案のあった方針を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

では、そのように進めてください。

二つ目の議題は「関西電力株式会社美浜発電所3号炉、高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉並びに大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて」。長いタイトルですけれども、要するにDNP、大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しへの対応であります。説明は渡邊安全規制調整官ほか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

実用炉審査部門の渡邊でございます。

お手元の資料2-1を御覧いただけますでしょうか。大山火山の大山生竹テフラ、いわゆるDNPの噴出規模の見直しへの対応ということで、関西電力の美浜、高浜、大飯の3サイトについて、令和元年9月26日に設置変更許可の申請がなされております。これらについて審査を進めてきましたところ、原子炉等規制法の許可要件のいずれにも適合していると認められることから、後ろに三つ付けておりますけれども、別紙1-1から1-3のとおり審査結果を取りまとめると。案を取りまとめ、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととしたいと思っております。

3サイトありますので、美浜を例に御説明をさせていただきたいと思っております。通しのページで申しまして5ページ目を御覧いただけますでしょうか。別紙1-1でございます。

美浜のサイトに対する許可の基準への適合についてでございます。1. は1号要件、いわゆる平和利用でございます。原子炉の使用の目的の変更がないとか、使用済燃料の処理の方針に変更はないということで、平和の目的以外に利用されるおそれがないと認められるとしております。

2. 経理的基礎につきましては、工事に要する資金については、もう既に調達済みでございます。こちらについても経理的基礎があると認められるということでございます。

6. に関してですけれども、品質管理に必要な体制の整備に関する事項については変更がないということで、こちらについても5号の基準に適合するということが認められるということでございます。

3.、4.、5. のいわゆる技術的な要件に関しましては、別途7ページから審査書の案をまとめてございます。こちらの内容につきましては、3サイト分を資料2-2、参考資料というパワーポイントの形で概要をまとめてございますので、そちらの方で御説明させていただきますと思います。

資料2-2を御覧いただきまして、まず3ページ目からが審査の経緯でございます。平成31年4月17日にDNPの噴出規模が11km³程度と見込まれること。それから、火山影響評価において想定すべき自然現象ということ原子力規制委員会で認定しておりまして、令和元年6月19日に設置変更許可の申請を行うように命令を発出してございます。それを受けて、関西電力から令和元年9月に申請書を受領しております。

次のページに参りまして、審査会合を実施して、審査を行ってまいりました。審査として大きく二つの項目を確認しております。一つ目が、火山影響評価（立地及び影響評価）、いわゆるハザードの評価でございます。二つ目が施設等への影響評価というものでございます。

それから、なお書きで書いておりますけれども、この許可の審査の中で、本件の許可後に行われるいわゆる設工認や保安規定という後続の規制の対応方針について確認いたしましたところ、関西電力からは、美浜3号炉と高浜1、2号炉については、最大の層厚を変更した後も、今、保安規定で定めている対策に成立性があるので、保安規定の変更はしないという方針が示されました。そのため参考として、保安規定で定めている対策が層厚を変更した後もきちんと有効かどうかということを確認してございます。

なお、高浜3、4号炉と大飯3、4号炉につきましては、別途保安規定の変更認可申請を行う予定でございます。

次のページからが許可の審査内容でございます。まず5ページ目がハザード側の内容でございます。こちらについては小山田地震・津波審査部門安全規制調整官からお願いいたします。

○小山田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全規制調整官

地震・津波審査部門の小山田です。

5ページにございます火山事象の影響評価のページについて御説明します。

運用期間中に考慮すべき噴火規模につきましては、DKP以外の最大となりますDNP噴火の可能性を想定して、噴出量11km³規模の噴火を考慮してシミュレーションを行いました。その結果が左の図にございますとおり、各地点の最大層厚が出てございます。

審査の過程におきまして、京都市の越畑地点における実績層厚が25cmになるのですけれ

ども、そこと大山からの距離、下に表がございますけれども、各地点の距離を踏まえまして、各発電所の敷地において設計に用いる火砕物の最大層厚を再評価するように求めたところ、赤で示した数字がございますとおり、最大層厚を高浜で27cm、大飯で25cm、美浜で22cmという形で見直してございます。

この結果、こういった最新の文献調査及び地質調査結果を踏まえて、不確かさを考慮したシミュレーション結果、それから大山からの距離を踏まえて総合的に評価しているということで、適切に設定されていることから妥当と判断したものでございます。

私からは以上です。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

続きまして、6ページからが施設等への影響評価でございます。

要求事項といたしましては、降下火砕物に対しまして、施設の安全機能が損なわれないことというのが要求事項でございます。具体的には構造物、特に屋外の構造物などに対して、その静的荷重がかかったときに余裕度を有する設計とするとか、そういう定性的なことが書かれております。

これらが、最大層厚が変更されたときにも影響がないかどうか、層厚以外の基本設計方針を変更する必要があるのかどうかということを確認しております。

まず、層厚の変更によって影響がある項目を抽出しておりまして、①から③の項目について影響があるということで、これらについて安全機能が損なわれないことを確認したものでございます。

それから、重大事故等対処施設とか特重、いわゆる特定重大事故等対処施設などについても屋外にあるものがありますので、こちらについても静的荷重の影響、あるいは降下火砕物の除去についての影響の評価も行い、必要な機能が損なわれないことを確認してございます。

まとめといたしましては、降下火砕物の最大層厚以外の基本設計等を変更しないとの申請者の方針は妥当であると判断したというものでございますけれども、中身については次ページ以降で御説明したいと思います。

7ページが影響確認の対象項目の抽出をしておるものでございまして、火山灰、いわゆる降下火砕物の影響というのは荷重、閉塞以外にも腐食や摩耗といった影響もありますけれども、層厚が変わることによって評価が変わる影響因子は荷重と閉塞でございます。これらが既存の施設や運用に対しまして影響があるものを抽出いたしまして、それらに対する評価を行ったというのが次ページ以降でございます。

8ページに参りまして、まずは施設を内包する建屋、それから屋外施設に対する静的荷重の影響でございます。これら建屋、それから次ページには屋外のタンク、屋外にある海水ポンプ、これらの上に火山灰が積もったときの堆積荷重の影響について、荷重あるいは応力による簡易評価を行いまして、発生値が許容限界を下回ることから、構造健全性は維持されるという結果を得てございます。

建屋につきましては8ページ、9ページに屋外タンクと海水ポンプの上にかかる静的荷重についての評価を行ってございます。

9ページの上の方に燃料取替用水タンクがあります。こちらについては裕度が1.02と余り大きくないということでございます。こちらにつきましては、設計及び工事の計画の認可の審査の中で具体的に裕度がどのくらいあるかということについては詳細に確認をしたいと思っております。

設計及び工事計画認可につきましては、3つのサイトとも強度の評価が変わるということもありますので、認可申請が出てくる予定でございます。

10ページに参りまして、②が屋外との接続のある施設、具体的に主蒸気逃がし弁と言いまして、蒸気発生器から蒸気を逃す配管がありますけれども、そこに灰が詰まったときに閉塞しないかという影響でございます。

これは、出口配管の中に火山灰が堆積した場合でも、堆積荷重と比較して蒸気の噴出力が十分に大きい、具体的には2桁ぐらい違うのですけれども、そういうこともありますので、閉塞は生じず、機能が維持されるという結果を得てございます。

③火山灰の除去の影響ですけれども、こちらについては層厚が変わっても30日以内の除去が可能で、保管場所も十分にある。それから、これは大飯発電所3、4号炉特有なのですけれども、外部電源7日間の喪失を想定した場合に、非常用ディーゼル発電機の燃料を途中でタンクローリーで輸送して補給するというものがございます。こちらについては、アクセスルートの復旧の時間の評価を行ってしまして、燃料の輸送が必要となる3日に対して、5時間程度で除去が可能ということで、十分な時間余裕があるということを確認してございます。

以上が許可のところに関する確認した事項でございまして、次ページ以降に先ほど申し上げた参考として、審査の中で保安規定の変更はしないという見解が示されましたので、こちらについても火山灰の層厚が変わったときに現行の保安規定に定める措置が有効であるかということを確認してございます。

12ページでございますけれども、保安規定で定める火山灰対策の要件とその対策の概要についてまとめておりまして、異なる3つの対策を取るというのが要求事項になっております。

一つ目が、非常用ディーゼル発電機にフィルタを取り付けて運転を継続する。それで電源を供給して、水を供給するというものでございます。

二つ目が、タービン動補助給水ポンプを使用して、注水する。

三つ目が、電源車を動力源として、別の仮設中圧ポンプを用いて注水をするという3つの対策を行っておりまして、これらが層厚が変わったときにでもきちんと有効に機能するかということを確認してございまして、影響があるものが下の3つでございます。これらについては具体的に次ページ以降で御説明をしたいと思っております。

13ページを御覧いただければと思います。非常用ディーゼル発電機の改良型フィルタの

取替運用に対する影響でございますけれども、火山灰の層厚が増えますと、想定される濃度、機能を確認するための火山灰濃度が上がりまして、このためにフィルタが早く目詰まりするということになりますので、そのフィルタが早く目詰まりすることに対して取替時間を短くして、対策がこれまでどおり成立するかということを確認してございます。

具体的には、新しく算定した試験濃度に基づきまして、実際にフィルタの性能試験をやってございます。そのデータを基に、元々想定していた取替えまでの間隔を短くするという設定を行っております。例えば美浜発電所3号炉の場合ですと、表の一番右側ですけれども、元々130分の取替えを想定していたものを90分に縮めております。高浜発電所1、2号炉については650分と想定していたものを450分と想定しております。

これらの取替時間自体は、下のグラフを見ていただきますと、フィルタの許容圧損というところに達するまではフィルタが詰まることはないのですけれども、それよりも十分に低い圧損の領域でもう取替えをするという設定をしてございます。

続きまして、14ページです。先ほどの試験結果から、フィルタの取替えまでの時間を短縮する必要が出てまいります。美浜発電所の場合ですと130分から90分となっておりますけれども、上のタイムチャートを御覧いただきますと、元々保安規定の中では取替えに20分、それから、取り替えたフィルタを清掃して再利用するために60分というものを想定時間としてあらかじめ保安規定に規定しております。これらについては90分の枠内に収まりますので、ここの規定を変更する必要はないという結果を得てございます。

次に、15ページ目は、屋外の施設に対する影響でございますけれども、基本的に復水タンクから水を供給することになります。ここについては、先ほどの許可の審査の方で影響確認を行っておりますけれども、水がなくなったときに、更に消火水タンクから復水タンクへ補給をするという手順を定めておまして、これら消火水タンク、あるいは美浜発電所3号炉の場合ですとその上に乗っかっている構台がありますので、そこに火山灰が積もったときの構造健全性が確保されるかどうかという確認を行っております。これらについては、構造健全性は確保されるという評価をしてございます。

三番目の対策ですけれども、16ページを御覧いただきますと、仮設中圧ポンプで蒸気発生器に注水をするというものでございます。

これについては、まず17ページを御覧いただきたいのですけれども、タイムチャートがありまして、火山が噴火して、原子炉が停止して、降灰が始まると外部電源がなくなって、DG（ディーゼル発電機）で一時的に電源を供給するのですけれども、火山灰の濃度が濃くなりますと目詰まりする時間が早くなって、DGのフィルタの閉塞時間の見通しが短くなってしまいます。そうすると、蒸気発生器に給水をする機能が喪失する時間が長くなってしまいますので、蒸気発生器の水位がきちんと確保されて、1次系の冷却機能がきちんと維持されるかどうかということ解析で確認してございます。

これらにつきましては、蒸気発生器の保有水量が維持されるなどを確認して、この機能が維持されるということを確認してございます。

審査の結果については以上でございます。最初の資料2-1の1ページ目にお戻りいただきたいのですが、これで審査の取りまとめを御了承いただけましたら、原子力委員会と経済産業大臣への意見聴取を行いたいと思っております。

それから、科学的・技術的意見の募集につきましては、案の1、募集を行う、案の2、募集を行わないという形で御審議いただければと思います。

2ページ目、今後の予定でございますけれども、意見聴取の結果を踏まえて、許可の可否についての判断は別途原子力規制委員会で行って頂くということにしたいと思っております。

それから、また以下ですけれども、これらの発電所につきましては、本件許可後に行われる設計及び工事の計画の認可その他の処分、それから検査等の取扱いにつきましては、令和元年度の第13回原子力規制委員会で方針を決定していただいております。今後、関西電力から公開の審査会合で、工事に要する期間等の対応を完了させるべき期限を判断するための必要な事項を聴取した上で、本件の許可のときに併せて原子力規制委員会で御決定いただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

石渡委員。

○石渡委員

これは大分長い間やってきましたけれども、やっという状況になったということだと思います。

このバックフィット案件は、元々技術基盤グループの火山影響に関する研究の結果が基になっていると理解しております。元々の許可の時点では、火山灰の層の厚さというのは3つの発電所とも一律に10cmということになっていたわけですが、基盤研究グループの研究結果の中に、京都市の越畑地点にそういう大山生竹テフラの露頭があって、そこで25cm積もっているという事実が明らかになって、我々は火山灰の層厚の評価は実績層厚、実際にたまっている火山灰の厚さを一番重視しますので、これを基にして再評価を行ったということになります。例えば高浜発電所の場合は、先ほどお話がありましたように27cmということで、約3倍の火山灰の厚さになったということでございます。そういう経緯が、ここに書かれている前の経緯としてございますということの一つ申し上げておきます。

以上です。

○山中委員

石渡委員から報告がありましたように、本件はまずハザード評価を行っていただきまして、各発電所での火山灰の層厚を決定いただき、施設影響、特に屋外のタンクの強度、主蒸気逃がし弁の健全性等の構造健全性の評価を行って、特に問題はないということを確認いたしました。

また、高浜発電所1、2号炉、美浜発電所3号炉については、保安規定を変更しないという申請でございましたので、特に火山影響の評価について詳細に検討したというところがございます。

私からは以上でございます。

○更田委員長

伴委員。

○伴委員

ちょっと教えてほしいのですが、資料2-2の14ページの上にフィルタの取替えに関するタイムチャートがあって、小さい字で書かれているのですが、降灰予報（多量）が発令したときに発電所対策本部長による作業開始の指示があるということなのですが、この降灰予報というのはどういう形で出てくるものなのですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

気象庁が噴火を感知して、その噴火の規模に応じて、あとは風向とかも加味して、どの県とかに降灰が予想されるかという警報を出すということでございます。

○伴委員

つまり、発電所の対策本部長というのは、そこでほぼ機械的にこの指示を出せる状況にはなっているということでしょうか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

この降灰予報（多量）というのが、降灰の予想が1mmとかそういうかなり少ない量でも、少なくともこの対策とかで言っているような量に比べるとかなり少ない量でも発令をされることになっています。これが出ると、発電所対策本部長、すなわち所長が自動的に作業開始を指示するということになっています。

○伴委員

そうすると、比較的少ない降灰であっても、もうこのタイムインターバルでずっとやっていくということになるのだと思いますけれども、それを終了するのはどのタイミングなのですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

今回の手順が成立するかどうかの確認については、24時間で多量の灰を降らせて、その間維持できるかということを確認しておりますけれども、この具体的な対策を終了させる時期については、降灰が続いている間は基本的には行うということになるかと思います。

ただ、詰まりの時間とかに当然余裕が出てきますので、降灰の量がもっと少なく、長く続くようなときとかだとインターバルをもっと長くするとか、あるいは燃料とかに関していえば外部から持ってくるとか、そういった対策で長期の対策が講じられると想像いたします。

○伴委員

では、そこについては状況に応じて判断が入ってくるということですね。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

はい。

○伴委員

ありがとうございます。

○田中委員

1個だけ教えてください。層厚の評価はそのサイトで均一というか均質というか、同じ層厚だと考える評価なのですけれども、建物の上の形とか、周りにある建物とかの影響、あるいはアクセスルートに灰がたまったときにどうするかという、いろいろな地形の影響もあるかと思うのですけれども、そういうことは余り関係なく均質だと思って評価しているわけですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

施設側の評価につきましては、均一に降らせて、その影響を評価するという事になってはいますが、仮に不均一が生じるようなことがあって、それで施設に影響があるようなことがあれば、先ほどアクセスルートの除灰もありましたけれども、同じような形で、重機による除灰などを行うということは可能でございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

資料2-2の10ページに記載がありますけれども、積もった火山灰の荷重の影響というのは、このくらいの層厚の変化だったならば、元々あるマージンの中で隠れてしまうだろうとは思われるのだけれども、密度の影響、それから今回の変更にかかわらずのところでもあるのですけれども、10ページで主蒸気逃がし弁等という記載があるのです。閉塞の心配ですけれども、主蒸気逃がし弁の屋外部はどのような形状をしているのですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

主蒸気逃がし弁の屋外部にはサイレンサー、いわゆる消音器がついていて、それは上が開いた籠みみたいな形になっているのです。そこに灰がたまって、蒸気をふかす部分から出なくなるということを想定して評価をしているものでございます。

○更田委員長

2次系であっても、逃がし弁を開ければ内圧が勝つというのは分かるけれども、相当な密度ですね。これは試せるものでもないけれどもね。

ただ、PWR（加圧水型原子炉）にとっては2次系の強制冷却は極めて有効で、非常に重要な手段なのです。そういう意味では、基本設計の審査の段階でこういう判断があるのは分かるのだけれども、確かめようがあってもいいよとは思いますがね。事業者に向けて言っているのですけれども。

もう一つは、16ページに仮設中圧ポンプでの注水によりというのが出てくるのです。それから、17ページにわたって時系列が出てくるのだけれども、仮設中圧ポンプを使う条件下で降灰はどうなっているという想定なのですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官
降灰については、高濃度の状態で継続しているという想定です。

○更田委員長
電源車は降灰下で機能するということですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官
はい、電源車については、屋内に入れて降灰の影響を取り除くということです。

○更田委員長
それは書いてほしかったですね。では、ここにある電源車は屋内に入れるわけですね。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官
はい。

○更田委員長
仮設中圧ポンプというのも屋内ですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官
この仮設中圧ポンプ自体は、サイトによって異なりまして、美浜発電所は屋外にあります。ただ、これについては、まず上に積もるところについては、すみません、ここに記載していませんけれども、荷重の影響がないことを確認していますし、あと、ケーシングでシールしていますので、中に灰が入って影響があるということはないということを確認しております。

○更田委員長
駆動部分に灰が及ばないわけですね。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官
はい。

○更田委員長
もう一つは、密度なのですからけれども、フィルタの交換と言うけれども、密度の判断はどうするのだろうと思う。これは最も厳しい想定、過剰なぐらいに厳しい想定を置いたときにもこのぐらいの時間でフィルタを交換しますから大丈夫ですという説明なのだけれども、では、ちょっと降ったときもフルスピードで交換するのですか。それとも様子を見るのですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官
こちらについては、差圧が立つかどうかというのは、ディーゼル発電機のところで。

○更田委員長
差圧が立ってきたら交換するのですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官
交換するという形になるかと思います。これはあくまでも最大で降らせたときでも確認するということです。

○更田委員長

それは分かります。最大で降らせたときに全速で、全開でやったら間に合うのです。それは分かったのだけれども、では常に全速でやるのですといったらそうではないだろうと。そうではないとすると、それは何をきっかけでフィルタを交換するのですか。差圧が立ってきたらなのですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

ディーゼル発電機の本体側の差圧を見ながら、この基準捕集容量相当の時間まで継続して運転するというごさいます。

○更田委員長

発電機側の差圧はどう測っているのですか。どことどこを言っているのですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

吸気のところだと思います。すみません、具体的にあれですけども、フィルタの中と外だと思います。

○更田委員長

フィルタの前後の差圧は測っていますか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

ちょっと確認させてください。

○更田委員長

フィルタ前後の差圧は取っていないと思うのです。だから判断の材料にしようとする、吸気側の圧力を経時的に測っているとしか思えないのだけれども。

岡本主任安全審査官、どうぞ。

○岡本原子力規制部審査グループ実用炉審査部門主任安全審査官

実用炉審査部門の岡本でございます。

お尋ねの件につきましては、おっしゃるとおり、改良型フィルタの前後の圧力というのは測っておりません。ですので、判断としましては、実際に敷地内に降った降灰層厚の状況をもって多寡を判断する。あるいは、ディーゼル発電機の出力等を監視する中で、所定の出力が出ないというような場合になれば、それはフィルタが詰まっているということが原因の一つで考えられますので、交換するとか、そうした対応になるかと存じます。

○更田委員長

ちょっとここは気にしているところで、人は密度は分からないよね。しかも経験、訓練しようにも、これぐらい火山灰が降っている状態ですという訓練なんてやりようもないよね。ただ、あるところに光学的にレーザーでも飛ばしておけば、検出はあるはずなのだけれども、例えば発電機の出力がうんぬんというのは極めて頼りないよね。

それから、ディーゼル発電機の吸気側で圧力なんか測っているかな。普通、DGにそんなものはないですよ。仮に吸気管の中の静圧をずっと測り続けていたとして、それを見ていたらというのは分からなくもないかもしれないけれども、フィルタの交換というのは、要するに最も厳しい条件下で全力でやれば間に合うということは分かった。けれども、実

際に降灰があったときに、いきなり全力でやるというものでもないだろうから、ではどうするのかというのは運用の話なのかもしれないけれども、ただし、ハードで運用をやりやすくすることも可能だと思いますので、それは議論を続けていただきたいと思います。

ほかにありますか。

○田中委員

先ほど主蒸気逃がし弁のところの更田委員長からの質問でちょっとお聞きしたいのですが、出口配管内に降下火砕物が侵入して堆積したということで、フリーのところにある場合と比べてかなり密度が高くなって凝集したりしているときに、噴出力が十分に大きく等々はどのように確認したのですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

実用炉審査部門の渡邊です。

火山灰が堆積したときの荷重と、蒸気の噴出力を比べております。例えば美浜の場合ですと、火山灰の荷重自体が24kgに対して、蒸気の噴出力自体が1,395kgと2桁ぐらい違いますので、十分な噴出力があると考えております。

○田中委員

それなりにば一っと出口のところに入ってきて、そこで凝集したりして、フラットのところにある場合とは違う状態になったとしても、蒸気の噴出力を比べれば十分に小さいということですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

はい。

○更田委員長

田中委員のお尋ねは、詰まる前に開けていればそれは飛んでいけようけれども、詰まってから開けても本当にその詰まりは取れるのかという質問だと思います。がちり詰まることはないのだよねという、その問いだと思います。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

今、形状の図がお見せできないのですが、サイレンサーは籠みたいになっていて、その籠の中に灰が入ってきて、それを横からぶほっと噴出するような形になりますので、最初に圧力が出ると十分に吹き飛ばせるのではないかと考えております。

○更田委員長

大飯発電所、高浜発電所の主蒸気逃がし弁のところを見に行ったけれども、確かに詰まるような形ではないというか、本当に鳥籠の網みたいところでこう向いていますので、あれが詰まるというのはちょっと考えにくい。そっちが答えだと思います。

ほかにありますか。

まず、それぞれに対する審査書の案がついていますが、説明のあった審査結果の案について、これを取りまとめるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

その上で、原子力委員会並びに経済産業大臣への意見聴取を行うことについて、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

さて、意見募集ですけれども、御意見はありますか。

田中委員。

○田中委員

私は、案の1のように意見募集をした方がいいかと思います。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

私も意見募集をした方がいいと思います。

○更田委員長

これは、火山灰もので変更したという例があるわけではないし、バックフィットものでもあるしということで、意見募集を行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

三つ目の議題は「審査ガイドの位置付けとその策定手続きについて」。これは、これまで説明があった今年度の見直しの作業が取りまとまったというところ。それから、もう一つ議論としては次年度どう変えていくかということもあるのですけれども、その作業の過程において、令和2年度の見直しがまとまったところだというのがあったのですが、そこで審査ガイドの議論になって、審査ガイドの位置付けを取りまとめてもらおうということと、審査ガイドについて科学的・技術的意見の募集の運用というのはどういうものかということについて、私の方から問いかけをしたものについて検討してもらったものです。説明は遠山技術基盤課長から。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

今、経緯のところは更田委員長から御説明していただいたので、この資料の2番、審査ガイドの位置付けでありますけれども、いわゆる原子力施設の許認可の審査で用いている文書は、主に規則、規則の解釈、審査ガイドであります。この審査ガイドの位置付けについて、私ども事務局の方で資料の4ページ目、別添のように、これまでの原子力規制委員会等での議論を整理して、論点をまとめてみました。

まず最初に審査ガイドの目的ですけれども、これは審査官が、規制基準等への適合性を審査する際に参考とするために作成する文書です。このため、最新知見や審査経験を迅速

かつ簡便に審査ガイドに反映することが望ましい。

二つ目に審査ガイドの利用方法ですけれども、審査官が申請された内容の妥当性を確認するための方法の例を示した手引であります。

また、審査ガイドを用いる際の留意点ですけれども、審査ガイドに示す手法以外の手法であっても、適合性を示すことはできます。また、例示を示しているという観点からは、ガイドの分野によってはその書き方の整合性が必ずしも図られていない場合があります。

そして、審査官の心構えといたしまして、留意すべき事項として、審査ガイドは、申請者にとって審査の予見性を与えるという意味はありますけれども、一方、単にこのやり方にのっとっていればよいというものではない。また、審査に当たっては、審査官自らが科学的・技術的に合理的な思考・判断をするという姿勢が必要だという点です。

これらが今までの議論で出てきた論点ではないかということで、イメージとしてまとめてみました。

1 ページに戻りまして、位置づけにつきまして、このような形で明文化してはどうかと考えております。

続きまして、審査ガイドの策定手続のうち意見募集の点でございますが、規則及び規則の解釈については、行政手続法に基づいて意見募集を行う必要がございます。

さらに、審査ガイドの策定・改正の際には、行政手続法には基づいておりませんけれども、実質的にこれらと同様の手続で、今まで任意の意見募集を実施してまいりました。これは新規制基準を策定した際に、規則、解釈などのものを新たに策定する際に一緒に策定した審査ガイドについても一括して意見募集をしたものがございまして、その後も継続しているものであります。

ただし、今回、先ほどの経緯で御説明があったような問題意識が提示されましたので、改めて整理をしてまいりました。

資料の2 ページ目ですが、ガイドの策定・改正に当たって、実態としては、その内容を検討している部分が最も時間を要しているわけでありまして、その後、意見募集をすることで追加の期間がございますけれども、全体として見れば、迅速性という観点では必ずしも支配的ではないのではないかと考えております。

また、審査ガイドの意見募集をするということで、これがあたかも規範性のある文書であるかという印象を与える側面がございますけれども、一方、意見募集を行うことによりまして、当事者の被規制者を含めて、幅広く意見を求めることができますし、それによって透明性の確保あるいは文書のよりよい策定に資するという側面もございます。いずれにしても、これらのメリット・デメリットを考慮する必要があるとして、資料の3 ページ、別表の形に整理をしてまいりました。

1 番目は現行どおり、任意の意見募集を行うというもので、この際のメリットは、改正案に対して技術的なもの、あるいはそれ以外のものも含めて有益な提案が得られます。また、意見を提出していただいた方には、原子力規制委員会からの回答が得られます。提出

意見の取扱いや反映状況が明確で、意見提出の時期あるいはタイミングなども全て手続が明確であります。一方、デメリットとして、先ほど申し上げましたように、追加の時間が必要となり、併せて原子力規制庁職員のリソースも割かれると。

一方、任意の意見募集を行わない場合としては、新たな窓口を作って意見を受け付ける場合、あるいは新たな窓口ではなく、今まである窓口で設定する場合とありますけれども、一番下の新たな窓口を設定しない場合は、現行どおりのメリット、デメリットの逆の状態になりますし、二番目の新たな窓口を作る場合には、その作る内容にもよりますけれども、メリットとしては、一旦は改正をしてしまいますので、改正の行為自体は迅速化されますが、それに併せて意見を提出したい者はいつでも提出することができる。一方で、デメリットとしては、現行のメリットが失われ、かつ、追加のリソースが必要となるという点がございます。

このように整理をいたしましたけれども、任意の意見募集の在り方につきましては、原子力規制委員会で御議論いただければと考えております。

私からの説明は以上です。

○更田委員長

二つに分けて議論していこうと思います。まず、審査ガイドの位置付けについて紙を取りまとめると。現在はまだイメージの段階ですけれども、この点について御意見があれば。

○田中委員

別添にいろいろな留意点を書いてある。二つ目のところが若干気になったのですけれども、例示集という観点から、分野によって粗密や書き方の整合性が図られていない場合があります。実用炉と核燃料施設等々は違うかと思うのですけれども、ここで留意点を書くことによって、グレーデッドアプローチとか違いなんかも意識しながら審査ができるということになっていくのか。ただ単に留意点として挙げておくだけでいいのか、もうちょっと一歩踏み込んで、何かを位置付け、文書の方にも反映させるのか。どうすればいいのかなと思いつつ見ていたのです。

○更田委員長

田中委員はどうお考えになりますか。

○田中委員

一般的なことはここに書かれているのですけれども、更に細かいこと等々を書き出すと、これはものすごく作業を要することになって、余り効果的ではないかと思うので、ここに留意点として書いていることのバックの意味を審査官たちがよく分かってくれていけばいいかなと思います。

○更田委員長

記述が規範的になればなるほどグレーデッドアプローチは取りにくくなるのです。プレスクティブというのはグレーデッドアプローチの敵というバランス関係にあるから、グレーデッドアプローチを取るのであれば、どちらかというと要点だけ書かれている。ただ、

これは規則や解釈の役割だから、本当にグレーデッドアプローチを取るのであれば、審査ガイドなんか本当はない方がいいのか、というところになるのです。ないというのは極端かもしれないけれども、手順だけしか書かれていない。

粗密があるのは当たり前だと思うのは、リスクの多寡も全然違う、大小も全然違うし、炉規法の審査に係るガイドと今、ガイドの整備を進めているRI法（放射性同位元素等の規制に関する法律）の方でいえば、RI法なんかはむしろ規範的になっていないとやっつけられない。ものすごい件数をやるわけですから、物によっては数十件、数百件というものになるので、それは当然のことながら定型化しておきたい、規範化しておきたいというのが意図としてあるし、一方で、例えば一番極端なのは、自然ハザードをどう評価するか。自然の声に耳を傾けるときにどうしましょう。サイトスペシフィックでもあるし、自然条件はそれぞれであるし、評価手法も様々である。そういったもののガイドというのは規範的になってはいけないわけです。だから、それは粗密というよりも、規制対象や必要となる規制強度に照らしてガイドの書き方というのは違って当然というか、違っていきなさいと思うのです。ですから、そういう意味で、そういったところに特定の分野を挙げて解説するのは難しいだろうけれども、そもそもそういうものなのだとということが、位置付けについてという紙の中で記されていけばいいのだろうと思います。

山中委員。

○山中委員

ガイドの位置付けについてというのは、おおむね提案どおりでいいかなと思うのですけれども、少し気になったのが、ガイドの目的のところの2行目、このため、最新知見や審査経験をうんぬんという、最新の知見というのをガイドにすぐさま反映する必要性をどのように考えたらいいかなのというのが少し気になりました。

ガイドというのは、あくまでも例示として審査官が使用するものなので、記載の誤りや誤解を招くような表現があれば迅速に直す必要があるかと思うのですけれども、使われているいろいろな技術や方法の中で最新のものを常に書いておかないといけないという必要はないかなと思います。

使われていないような技術や方法が書かれているということがあれば、それは誤りなので直さないといけないですけれども、常に最新の方法なり最新の知見を迅速に反映しないといけないという、ガイドってそんなものかなというのはちょっと気になりました。

○更田委員長

これは私もおっしゃるとおりだと思います。ここで最新知見というのはちょっと筆が滑ったのだと私は思います。ここに誤字があったというのを最新知見と言うのならば話は別だけれども、ガイドはそもそも最新知見、それを参酌すべき、しないうんぬんというような類いのものではないから、これは山中委員のおっしゃるとおりだと思います。

ほかにありますか。

これはまだイメージ段階なので、議論を重ねてもらって、しかもガイドは使う人たちの

ものではあるので、審査官や職員間でよく議論をした上で、この紙をしかるべき時期に提案をしてもらいたいと思います。そのときに、具体的な部分についてはまた改めて議論をしたいと思います。

それから、パブリックコメントですけれども、これは私は既に発言をしていますけれども、そもそも審査ガイドは例示であったりするものなので、規則、解釈は当然行手（行政手続法）に基づいてパブリックコメントをやっているけれども、ガイドはどうなのかというところで、メリット、デメリットをまとめてもらいました。

ただ、私はその後、原子力規制庁の各それぞれにインタビューをしまして、そうすると、意外と職員はパブリックコメントを負担だと思っていないということが分かったというところがあるのですけれども、これについて御意見はありますか。

石渡委員。

○石渡委員

もちろんメリット、デメリットはあるとは思いますが、実際、例えばバックフィット案件などを見ますと、特に自然ハザード関係では、前、バックフィットで行った火山灰の濃度というのがございました。あのバックフィットは、そもそもきっかけは何だったかというパブリックコメントの御意見だったわけです。そういう意味で、我々が規制の中で気づかないところをきちんと御指摘頂くような機会が非常に貴重だと私は思っております。

以上です。

○更田委員長

おっしゃるとおりなのですけれども、それがガイドのパブリックコメントのときではないのだと思うのだけれども、ただ、こういう機会を作っておくいろいろなものというのは、メリットとしてあるのだらうと思います。

ほかに御意見はありますか。

田中委員。

○田中委員

このどこかの文章に書かれていましたけれども、ガイドのパブリックコメントの後の対応についてはそんなに時間も労力ではないのだと。作るときの方が大変だということが書かれているのは分かりました。

もちろん、先ほど山中委員の方からあって、最新知見とか審査経験をどう反映するか等があったときに、パブリックコメントをするしないにかかわらず、新しい知見みたいなものをどうしてもガイドに反映しなくてはいけなくなってきたときに、どうする方法があるのか。窓口でいいのか、窓口以外に何かいい方法があるのか、どうなのでしょう。

○更田委員長

ただ、それはガイドのパブリックコメントではないように思うのです。

最新知見に関していえば、原子力規制委員会、原子力規制庁自身が行っている研究、そ

れから、一番内部的な仕組みでいえば技術情報検討会の役割なのだろうと思います。だから、それは諸外国の知見等々、それからNEA（経済協力開発機構原子力機関）やIAEA（国際原子力機関）で行われているものに関してもウォッチをしている。基本的なソースは多分そうなのだろうと思います。

ただ、一方で、かつて例えば発電所で働いておられた方々から聞いた話というものも審査に反映をしていますので、これは仕組みの問題というよりは、私たちが常にそれを聞こうとするというところではあるだろうと思います。

伴委員、お待たせしました。

○伴委員

私はやはりパブリックコメントはやった方がいいのではないかと思います。というのは、ガイドというのはその背景にある考え方が重要になってくるので、そうすると、御意見をいただいて、それを採用するかどうかにかかわらず回答を書くというプロセスで、またそのところが詰められていくのではないかと。そういう側面はあると思うのです。

もう一つは、御意見を寄せてくださった方が、これをきちんと見ているのだろうか。これは考慮の対象になったのだろうかというのが分からないまま終わってしまうというのはよくないので、こちらからきちんとそれをお返しできるという意味でも重要なのではないかと思うのです。

○更田委員長

ほかにありますか。

山中委員。

○山中委員

私も意見公募は行った方がいいかなと。余りに負担になるようでしたら、ガイドについては簡易な方法をとることも考えたのですが、それほど時間的にも労力的にも負担でないならば、メリットをこれだけ書いていただいているので、ということは現場がメリットを感じていただいているということなので、石渡委員が言われたように技術的に何かコメントをいただけるという可能性もあるので、それは残しておいてもいいのかなと思います。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

ちょっと戻ってもよろしいですか。審査官の心構えという位置付けについてのイメージの一番下のところですが、申請者にとって審査の予見性を与えるという意味を有するというのがございます。これは確かにガイドを読めば、どんな審査が行われるかということが分かるわけですから、大体事業者の審査資料を見ても、ガイドに従って書いてくるわけですし、確かに予見性を与えるというようになっているとは思っています。

ただ、これは申請者にとってという向こう側の立場に立って書かれているのですけれども、こちら側にとっても、審査の公平性とか網羅性といったものを担保するといえますか、

そういう意味があるように思うのです。

つまり、実際にはいろいろな発電所の審査をするわけで、それぞれ同じ時期にやるわけではないですから、どうしても粗密といたしますか、不公平が出てくる可能性もございます。そういう意味で、文書に書いてあれば見落としとかそういうものがなくなる。どこでも同じように審査ができるという意味で、書いておくことは必要だと私は思うのです。そういうメリットがあると思っております。

確かにこれにのっかっていけばよいというものではないというのは、そのとおりだと思いますけれども、しかし、やはり必要なものであると思っております。

以上です。

○更田委員長

今、石渡委員の御意見の中にあつた、パブリックコメントをやると誤字、脱字、平仄違いチェッカー、大変ありがたいことに調べていただけていて、実は内部でチェックするよりも、パブリックコメントにかけた方がきっちりするのではないかという側面があるのは事実です。

それでは、委員の皆さんから御意見をいただきましたけれども、ガイドに関しては、現行のこれまでやってきたような形で意見募集を行うと。ただ、タイミングについては、今までは改正の都度まとまったらということでしたけれども、その工夫は事務局の裁量の余地として残したいと思います。細かい修正が積み重なったらあるタイミングでというやり方をすれば。ですから、同じガイドを何度も何度もかけなければならないというようなことのないように、それは運用の工夫で負担の軽減を図ってもらいたいと思います。

本件はよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

では、位置付けの紙については案を作って、改めて原子力規制委員会に諮ってください。

ありがとうございました。

ちなみに、この原子力規制委員会の資料ですけれども、10時41分に原子力規制委員会のホームページにアップロードされています。11分遅れがありました。申し訳ありません。

四つ目の議題は「九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて」。これは使用済燃料の乾式貯蔵に係るものです。説明は藤森安全管理調査官。

○藤森原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

実用炉審査部門の藤森でございます。

それでは、資料4に基づきまして御説明いたします。

本件申請につきましては、平成31年1月に申請されたものとなっております。

まずは申請の概要につきまして、3ページ目を御覧ください。設置場所及び一部断面図を掲載させていただいております。上の敷地図でございますけれども、一番右側の黒い太

線が敷地境界線となっておりまして、それに近い場所に、赤丸で囲んだ部分に今回使用済燃料乾式貯蔵建屋を設置し、T.P.としては24.5mの場所に設置する計画となっております。

下の図は貯蔵建屋の断面図でございますが、貯蔵エリアと取扱エリアに分かれてございまして、半地下構造の建屋となっております。全40基のキャスクを設置する計画となっております。

次のページでございますけれども、今回設置します乾式キャスクの種類ですが、輸送、貯蔵兼用の兼用キャスクとなっておりますけれども、タイプ1、タイプ2がございまして、それぞれ記載の体数を15年以上プールで冷却した燃料を収納するとしてございます。

下の図は構造図でございますが、緩衝体をつけない状態で下部トラニオンで固定しまして、貯蔵架台を基礎ボルトで建屋の基礎に固定する状態となっております。これは先行の伊方発電所と同様の構造となっております。また、設計貯蔵期間についても伊方発電所同様60年間としております。

それでは、審査の結果の取りまとめ案について御説明いたします。7ページ目、別紙1を御覧ください。

まず、1. 平和利用に関してでございますけれども、こちらにつきましては、使用の目的を変更するものではないこと。それから、使用済燃料の処分の方針についても、従来の方針に変更はないということで、平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとしております。

2. 経理的基礎でございますけれども、申請者の総工事資金の調達実績等から、工事に要する資金の調達は可能と判断してございまして、このことから、必要な経理的基礎があると認められるとしてございます。

3.、4.、5. につきましては審査書案に示してございます。

6. 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項でございますが、こちらは既許可から変更がないということで、基準に適合するものと認められるとさせていただきます。

それでは、審査書案の説明に移ります。16ページ目をお開きください。「IV 設計基準対象施設」に係る審査結果でございます。

下のところにIV-1からIV-12まで項目を挙げてございますけれども、貯蔵建屋を設置いたしますので、関連する設置許可基準規則の条文はこちらの記載のとおりでございまして、地盤、地震、津波、外部衝撃、燃料体の貯蔵施設等々となっております。

次のページ、最初のなお書きで始まる部分でございますけれども、伊方発電所と同様に、本件審査を進めるに当たって、原子力規制委員会で示していただいた方針に基づきまして、まずは建屋として必要な安全機能は何かということを確認してございます。

確認した結果でございますが、建屋がない状態で過度の保守性を排した現実的な評価によります敷地境界の実効線量評価について、年間130 μ Svとの結果でございました。

このため、申請者としては、建屋には遮蔽機能を持たせる必要があるということをごさ
いまして、これを受けまして、この審査におきまして、建屋の設置を前提といたしまし
て、兼用キャスクの安全機能の維持につきまして、許可基準規則の適合性を判断したと、
審査の経緯について記載させていただいております。

次の第3条、地盤関係につきましては、内藤安全規制調整官の方から説明いたします。

○内藤原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全規制調整官

地震・津波審査部門の内藤です。

17ページ後半にありますIV-1の3条関係ですけれども、具体的な中身は18ページの方
からになっておりますので、こちらを説明します。

最初にある「1. 地盤の変位」でございますけれども、ここは一度許可をしておりまし
て、断層は全て活動がないというのを確認しているサイトでございます。ただ、今回、建
屋の基礎のところ貫入しているものがあるのですけれども、その境界に破砕部があるけ
れども、これは断層ではないという形で当初、事業者から申請がありました。

その断層ではないという根拠をきちんと明確にしてほしいということで要求した結果と
して、薄片観察等を行った結果として、やはりこれは断層であるという判断になりました。
ですので、敷地内には既許可に加えて更に1本断層が増えた形になっております。ただ、
これは既に評価している中で、玄海の発電所には4分類の断層があるとしておりますけれ
ども、その分類に今回のものも当てはまって、活動性がないということについては確認を
したというものでございます。

19ページから20ページにかけて、地盤の支持と地盤の変形がございましてけれども、これ
らについては、基準要求をかけている内容について十分満足するということについてきち
んと説明がなされているので、我々としては問題がないという判断をしたものになってご
ざいます。

○藤森原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

それでは、引き続きまして、22ページ目になりますけれども、兼用キャスク貯蔵施設の
耐震設計方針のところから説明を続けます。

この耐震設計方針につきましては、これまで実績のあります耐震設計方針となつてござ
いまして、23ページの真ん中の「原子力規制委員会は」のところでもまとめて記載してござ
いまして、兼用キャスクの耐震設計の方針につきましては、基準地震動等に対しま
して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する方針であること。それから、周
辺施設からの波及的影響によって、兼用キャスクの安全機能を損なわないように、建屋を
基準地震動でも損壊しない設計とするという方針であること。それから、周辺施設の耐震
設計の基本方針としては、耐震Cクラス相当の施設として設計する方針であること等を確
認したところでございます。

次に、28ページ目をお開きください。下の「IV-4 外部からの衝撃による損傷の防止
(第6条関係)」でございます。外部衝撃に対しましては、堅牢な金属キャスクでござい

まして、また、基準地震動でも耐え得る建屋によりまして、キャスクの安全機能が損なわれるおそれがないものとなってございますけれども、先行炉の伊方発電所と比較いたしますと、竜巻に対しての設計方針が若干異なりますので、その部分を説明させていただければと思います。

30ページ目、竜巻に対する設計方針でございますけれども、まず、設計竜巻の最大風速について、玄海原子力発電所では兼用キャスク告示に定めます100m/sを用いてございます。また、設計飛来物について、でございますが、設置場所が敷地境界に近いということもございまして、新たに大型車両、大型バスも設計飛来物として設定してございます。

この飛来物に対しまして、建屋による外郭防護によりまして、貯蔵中の兼用キャスクにつきましては、その安全機能が損なわれない設計としてございますけれども、ただし、下から二つ目のパラグラフに記載がございまして、取扱エリアで取扱中の兼用キャスクについては、設計飛来物の衝突に対して開口部に貫通が発生する状況を想定いたしまして、竜巻警報等が出た場合には、兼用キャスクを飛来物の影響を受けない位置へ移動する運用ということで、取扱エリアのキャスクについては、運用での対応があるということが伊方発電所との差異となっております。

続きまして、34ページ目、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（第16条関係）でございます。こちらは審査項目として、1. から6. まで記載がございまして、2. 臨界、3. 遮蔽、4. 崩壊熱の除去、5. 閉じ込めにつきましては、キャスクのタイプは先行炉と異なりますけれども、審査におきましては許認可で実績のあるコードによりまして、それぞれ適合性を確認してございまして、技術的な新規性はなく、基準適合性を判断してございます。

「6. 経年劣化を考慮した材料・構造健全性」につきましても、60年間の設計貯蔵期間というのも先行炉と同様でございまして、構成部材も同様でございまして、経年劣化を考慮しても、キャスク、それから使用済燃料の健全性を確保することが可能であるということと同様に確認してございます。このため、詳細な説明は省かせていただきます。

1 ページ目にお戻りいただきまして、今、説明申し上げました審査書案につきまして御審議いただいた上で、「2. 原子力委員会への意見聴取」につきまして別紙2のとおり、「3. 経済産業大臣への意見聴取」につきまして別紙3のとおり行うことについて御審議いただければと思います。また、「4. 科学的・技術的意見の募集」でございますが、案の1、募集を行う場合、案の2、行わない場合と、両案記載してございます。事務局としましては、先行炉の伊方発電所の際に実施してございまして、サイト特性は異なるものの技術的な新規性はないものと考えてございますので不要ではないかと考えておりますが、御審議のほどお願いできればと思います。

最後に2 ページ目、今後の予定でございますが、原子力委員会、経済産業大臣への意見聴取の結果等を踏まえまして、本申請に対する許可処分の可否については改めて御判断いただければと考えてございます。

事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○田中委員長代理

ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して御質問、御意見等はございませんでしょうか。

山中委員。

○山中委員

説明がありましたとおり、九州電力の玄海原子力発電所の使用済燃料の中間貯蔵施設の申請に対する審査でございます。

これまで中間貯蔵施設については、新規制基準適合性審査は伊方発電所、青森県むつ市のRFS（リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料貯蔵センター）の2か所について行ってきたわけですが、同一の方針で審査を進めまして、審査書をまとめた次第でございます。

玄海原子力発電所の中間貯蔵施設の審査で特徴的なところを1つ挙げますと、竜巻に対する設計方針、これは敷地境界から若干近うございますので、大型車両が飛来するという特徴がございます、これについて審査を行って、特段問題がないということを審査の中で確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○田中委員長代理

あと、御意見、御質問はございますか。

石渡委員。

○石渡委員

今の点なのですけれども、竜巻による損傷の件です。取扱エリアにキャスクがある場合に、被害を受けることを想定してあらかじめ影響を受けない場所に移動するという事なのですけれども、警報が出た場合というようなことをおっしゃったのですけれども、そのことはここには書いていないわけですね。それは工事計画認可あるいは保安規定に書かれるという理解でよろしいですか。

○藤森原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

実用炉審査部門の藤森でございます。

運用の話になりますので、保安規定もしくは下部規定等で定めることになるかと思っております。

○石渡委員

実際に気象庁の警報で竜巻警報というのはありましたか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門管理官補佐

実用炉審査部門の塚部でございます。

竜巻に関して言いますと、実際の警報といたしましては、気象庁の発表いたします竜巻発生確度ナウキャストとか、あとは雷注意報等の実際のレベルを見て判断するという事

になっております。

○石渡委員

そうですか。これはあくまでも予想して、安全なところへ移動するということですので、例えば強風警報とか、竜巻だけではなくて強い風が吹くような可能性があるような状況が起きた場合には、安全策を取って、そのときは作業をやめる、安全なところに移動するというようなことが必要になってくると思うのです。だから、その辺のところは、これは委員が関与するような審査ではないと思うのです。原子力規制庁の方で審査されると思うのですけれども、その辺は安全側に立って審査をして頂くようお願いをいたします。

○田中委員長代理

今の石渡委員の質問とも関係するのですけれども、取扱エリアからどこにこれを移すのですか。貯蔵エリアに移すことを言っているのですか。

○藤森原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

実用炉審査部門の藤森でございます。

貯蔵エリアか、もしくは、突っ込んできたときにどこまで影響を受けるかというところを考慮してございまして、取扱エリアでもその影響を受けない場所もございまして、取扱エリアのその場所か貯蔵エリア等に移すことになります。

○田中委員長代理

あとはいかがでしょうか。よろしいですか。

私から。3ページを見ると、貯蔵建屋は24.5mのところにあるのです。これは審査の対象ではないと思うのですけれども、アクセスルートというか、高いところに上っていく道等々は将来的にはどこで見ることになるのですか。施設内輸送のところで見っていくのですか。

○藤森原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

実用炉審査部門の藤森でございます。

今おっしゃったのは構内輸送の話でございますかね。構内輸送につきましても、元々これは兼用キャスクでございますので、輸送の基準を満足してございまして、構内輸送の基準等についてももちろん満足した上で輸送することになるかと思っております。

○田中委員長代理

別紙1の審査の結果の案について、事務局案のとおり取りまとめることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中委員長代理

ありがとうございます。

では、別紙2及び別紙3のとおり、原子力委員会並びに経済産業大臣への意見聴取を行うことについて、それぞれ決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中委員長代理

そうさせていただきます。

それでは、事務局案のとおり、審査の結果の案を取りまとめるとともに、原子力委員会並びに経済産業大臣への意見聴取を行うことといたします。

次に、パブリックコメントのところでございますけれども、これについて必要があるか、あるいは行わないか等について、もし委員の方の御意見があれば、いただけたらと思います。

山中委員。

○山中委員

これまで行いました2件の中間貯蔵の審査内容と技術的に新しいものはないかと思しますので、特段意見公募の必要はないかと思えます。

○田中委員長代理

あとはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○伴委員

私も山中委員と同意見です。

○石渡委員

私もそのように考えます。

○田中委員長代理

私もそのように考えますので、案の2のとおり、科学的・技術的意見の募集を行わないことといたします。

ありがとうございました。

次の議題ですけれども、「日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）JMTR原子炉施設（材料試験炉）の廃止措置計画の認可について（案）」及び「日本原子力研究開発機構原子力科学研究所TCA（臨界実験装置）施設の廃止措置計画の認可について（案）」でございます。議題5と議題6なのですけれども、対象施設は違いますが廃止措置計画の初回認可についての議論であるため、2つの施設をまとめて審議したいと考えます。では、説明は研究炉等審査担当の大島管理官の方からお願いいたします。

○大島原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査担当の大島でございます。

資料5及び資料6に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず資料5、日本原子力研究開発機構のJMTRの廃止措置計画の初回の認可についてでございます。

本件につきまして、経緯に書かせていただいておりますけれども、審査会合につきましては5回ほど行わせていただいております。

申請の概要につきましては参考で説明をさせていただきたいと思しますので、3ページ目をお開きください。この施設でございますけれども、いわゆる材料試験炉でございます。昭和43年に初臨界で、運転の終了につきましては平成18年になってございます。主要

諸元につきましては、そこに書いてあるとおりでございます。

今回提出されました廃止措置の概要でございますけれども、廃止措置期間は全体といたしまして19年間、2039年までとしてございます。この期間につきまして、4つの段階に区分をして申請がなされているということで、具体的な全体工程につきましては5ページ目に書いてございます。

5ページ目でございますけれども、先ほど申しましたとおり4つの段階、解体準備の段階、周辺設備の解体撤去の段階、第3段階といたしまして原子炉本体等の解体撤去の段階、最終的に第4段階で管理区域解除という全体工程になってございます。

3ページ目でございますけれども、○の三つ目、第1段階につきましては、既に燃料は取り出されておりますので、原子炉の機能を停止する措置、それから、核燃料物質の譲渡し、汚染状況の調査、放射性廃棄物の処理及び引渡し、管理区域外の設備の解体撤去を実施するということになってございます。

なお、第2段階以降につきましては、汚染状況の調査などを踏まえまして、具体的な事項を定めて、また変更認可申請を出すということで聞いてございます。

(2) 核燃料物質の管理についてでございますけれども、使用済燃料につきましては、2027年までに米国エネルギー省に譲り渡すという計画で、既に動いてございます。

なお、新燃料要素につきましては、国内の原子力事業者又は海外の原子力協定を締結する国に譲り渡すという形になってございます。

4ページ目でございますけれども、放射性固体廃棄物の管理及び廃棄につきましては、通常の廃棄措置と同じように区分をいたしまして、全体としましては5,500t余りとなっております。なお、JMTRの施設につきましては、本体の施設につきましては解体撤去しないという計画になってございます。

(4) 費用の見積りについてでございますけれども、施設の解体費用といたしまして100億円、廃棄体の製作及び埋設処分費といたしまして約81億円。これらにつきまして、一般会計で措置をするという予定と聞いてございます。

なお、審査結果につきましては、6ページ目以降に別紙ということで添付をさせていただいてございます。内容につきましては、廃止措置の基準に適合しているかどうかを審査会合で確認をさせていただきまして、特に問題がないということで判断をしてございます。

手続についてでございますけれども、1ページ目に戻っていただきまして、先ほど申しましたとおり、審査の結果といたしましては、廃止措置に関する技術基準に適合しているものということでございます。

四番目、認可についてでございますけれども、原子炉等規制法第43条の3の2第3項において準用いたします法第12条の6第4項に基づきます試験炉規則の規定する廃止措置計画の認可の基準に適合しているものと認められることから、原子炉等規制法第43条の3の2第2項の規定に基づきまして、別紙2に添付をしてございますけれども、これに基づきまして認可をさせていただければと思っております。

また、別途、廃止措置に関する保安規定の変更が出されてございます。これにつきましては専決処理により、この廃止措置計画の認可と同日付で処分をさせていただければと思っております。

まず、JMTRについての説明は以上でございます。

引き続きまして資料6、日本原子力研究開発機構の原子力科学研究所にございますTCA（臨界実験装置）に関する廃止措置計画の初回認可についてでございます。

本件につきましては、「1. 経緯」に書いてございますけれども、3回の審査会合を行って、審査を進めてまいりました。具体的な計画につきましては、同じように3ページ目の参考1で説明をさせていただきます。

まず、施設の概要でございますけれども、初臨界が昭和37年で、運転終了が平成22年になってございます。主要諸元はそこに書いてあるとおりでございます。

廃止措置の概要でございますけれども、全体工程といたしましては8年間を予定しております、2028年度までに終了するという予定になってございます。

具体的な計画でございますけれども、5ページ目に全体工程を書かせていただいております。この施設につきましては、3つの段階に分けて廃止措置を進めるということで、まず、第1段階につきましては、原子炉の機能停止から燃料搬出までの段階と汚染状況調査になってございます。第2段階で維持管理というところで、解体手順等の検討をした上で、第3段階で解体撤去を行うという工程になってございます。

3ページ目でございますけれども、今回の申請につきましては、(1)の3つ目の○でございますけれども、第1段階と第2段階といたしまして、原子炉の機能停止の措置、核燃料物質の譲渡し、汚染状況の調査についての計画となっております。なお、第3段階につきましては、汚染状況の調査を踏まえまして、具体的な事項について変更認可を申請するという事になってございます。

それから、核燃料物質の管理及び譲渡しでございますけれども、TCAで使いました使用済燃料につきましては、同じ原子力科学研究所のSTACYの施設に引き渡し、STACY施設において管理をするということになってございます。なお、このSTACY施設への引渡しについては、既に許可を出してございまして、現在、設工認が出てくるのを待っているという状況でございます。

4ページ目でございます。放射性固体廃棄物の管理についてでございますけれども、全体の発生量といたしましては103tを予定しているところでございます。

また、(4)費用の見積りでございますけれども、合計で5億円弱という予定になってございます。

先ほどのJMTRと同じように、6ページ目以降に別紙ということで審査結果をまとめさせていただきます。

1ページ目の4. 認可でございますけれども、こちらもJMTRと同様に、基準に適合しているということで、別紙2のとおり認可をするということにさせていただければと思っております。

います。

また、廃止措置計画に関する保安規定についても別途審査をしてございまして、この廃止措置計画の認可と同日付で処分をさせていただければと思っております。

説明は以上でございます。

○田中委員長代理

それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○石渡委員

JMTRの方なのですけれども、審査書の5ページ、通しの12ページに空気系統用冷却設備の話が出ているのです。これは強い風が吹いたときに倒壊してしまったという事象があったと思うのです。それに関連して、新しい冷却設備を作るということがここに書かれているのですけれども、これについては、冷却設備はたしか1つ残っていたと思うのです。それはそのままにしてということなのですか。それとも、それは取り壊すということなのですか。その辺はいかがなのですか。

○大島原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査担当の大島でございます。

今、石渡委員から御指摘がございましたとおり、12ページ目のなお書きに経緯を書いておりますけれども、1つの冷却塔について突風によって倒壊をしたということで、同様の施設がございます。これについても確認をしたところ、一部木造なものですから腐食等があるということで、当初、機構においては、令和6年度までに対応するというものでありますけれども、やはり倒壊のリスクがあること、それから、元々求められている機能といたしましては、そこの2つ目の「この指摘を踏まえ」の中に書いてございますけれども、換気設備の制御に用いるというところで、冷却の機能が非常に小さくて済むということが確認をできました。そのため、設備についてはいわゆる一般設備というところで対応ができるということ。また、配管等についても耐震クラスが落とせるということで、Cクラスになるということになってございます。

なお、御指摘がございました冷却塔については、この設備ができ次第、当然のことながら解体撤去に入っていくということで確認をしております。

以上でございます。

○石渡委員

ありがとうございました。

○田中委員長代理

あとはございますか。

1個だけ教えてください。TCAのもの、廃棄物は原科研の中の放射性廃棄物処理場へ引き渡すと書いていて、JMTRの方は廃止措置終了までに大洗研究所の廃棄物管理施設又は申請者において今後設置予定の処分場へ移送と書いてあります。今後設置予定の処分場という

のは具体的にどういうイメージなのでしょうか。

○大島原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査担当の大島でございます。

今後の処分場につきましては、全体計画としてバックエンドの監視チームでも一部確認をしてございますけれども、機構全体としての廃棄物の埋設処分をするための計画を立てて進めているというところがございますけれども、現時点において具体的な設置場所、それから、どういう方法で埋設をするのかということは、まだ確定的なものは決まっていなと聞いてございます。本件につきましては、引き続きバックエンドの監視チームもございますので、動きがあり次第、そちらの方で内容について確認させていただければと思っております。

○田中委員長代理

分かりました。

あとはよろしいですか。

それでは、資料5の別紙1の審査の結果について、事務局案のとおり取りまとめるとともに、別紙2の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）JMTR原子炉施設に係る廃止措置計画の認可を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○田中委員長代理

ありがとうございます。

また、資料6の別紙1の審査の結果について、事務局案のとおり取りまとめるとともに、別紙2の日本原子力研究開発機構原子力科学研究所TCA施設に係る廃止措置計画の認可を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○田中委員長代理

ありがとうございます。

それでは、原子力規制委員会として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）JMTR原子炉施設に係る廃止措置計画の認可、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所TCA施設に係る廃止措置計画の認可をそれぞれ決定いたします。

ありがとうございました。

本日最後の議題でございますが、「原子力規制委員会組織規則の改正について」でございます。説明は総務課の児嶋課長の方からお願いいたします。

○児嶋長官官房総務課長

総務課長の児嶋でございます。

それでは、原子力規制委員会組織規則の改正につきまして、御説明をいたします。

資料7を御覧ください。1枚目の紙に沿って御説明させていただきます。

従来、組織規則の改正は定員要求等の反映又は所掌事務の整理等のために行っております。

す。

今年の改正概要でございますが、1の(1)でございますとおり、昨年、令和3年度機構・定員要求ということでいろいろ要求した結果、まず、規則上に出てまいります上席技術研究調査官につきましては3人を認められております。従いまして、9人と規定されているものを12人に変更したいと思っております。

また、同様に上席監視指導官というのも規則上に規定されているのですが、それにつきましても要求した結果2人認められましたので、9人から11人と変更したいと思っております。

(2)放射線安全研究に関しましては、そこにございますように令和4年度から放射線安全に関する事務のうち調査、研究を現在やっている防護グループから基盤グループへ移管する構想がございまして、そのための準備としまして、令和3年度から技術基盤課の所掌事務に追加をしたいと思っております。

もう少し詳しく御説明いたしますと、現在、原子力災害対策と放射線障害防止に関する調査研究といたしまして、放射線防護グループで委託事業として公募を行っております。それを令和4年度から基盤グループにおいて自ら調査、研究を行うとともに、また、その公募委託事業につきましても、全体のマネジメントを基盤グループで行っていききたいということを事務方として検討しているところでございます。

基盤グループでどのような調査、研究を行うかとか、どのような体制で行うかにつきましては、後日改めて原子力規制委員会に御説明、お諮りする予定ではございますが、本日はまず令和3年度における基盤課の所掌事務に調査、研究を追加するということにつきまして、改正案の中で入れてございます。

続きまして、「(3)原子力専門検査官に関する規定の整理」ということで、今、首席原子力専門検査官と上席原子力専門検査官がございまして、改正炉規制法の附則で「なお従前の例による」という検査、いわゆる使用前検査、溶接検査等でございますけれども、元々現行の規定でもできると我々は考えておったのですが、それを規定上より明確にさせていただきたいという要望が人事院からございました。そういうわけで、別に我々としては現行でも足りると思っておりますので、あえてそのところを明確に書くような形で改正したいと思っております。

「(4)地方公共団体との連絡調整に関する規定の整理」ということで、現行の事務は総務課の中に地方公共団体との連絡の事務の総括というのがあって、それを更に広報室の中にもう一回規定して、広報室の事務として行っております。

他方、地方公共団体との連絡調整につきましては、最近では広報というレベルを超えてより広く住民説明を行ったりしておりますので、むしろ原子力規制庁内で一体となることができるように、広報室からは外して、総務課の直轄事務といたしまして、その上で、下にございますけれども、組織細則の方で訓令室を設けて、そこで庁内一体となることができるような形で仕事をしていきたいと考えております。

施行時期は令和3年4月1日を予定しておりまして、今少し申し上げましたけれども、別途、訓令レベルであります組織細則におきましても定員要求の反映や地方公共団体との連絡調整に当たる訓令室を設置したり、また、記載の適正化を行いたいと考えているところでございます。

組織規則の改正案につきまして、御審議いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○田中委員長代理

何か御質問、御意見等はございますか。よろしいですか。

それでは、原子力規制委員会組織規則の改正について、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中委員長代理

ありがとうございます。

それでは、原子力規制委員会として、原子力規制委員会組織規則の改正を決定いたします。

本日の議題はここまでですけれども、ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、これをもって本日の原子力規制委員会を終了いたします。

ありがとうございました。